

速度取締り指針

令和7年7月
肝付警察署

肝付署の「速度取締り指針」を下記のとおり定め、重点路線や事故の多い時間帯を中心に取締りを実施します。

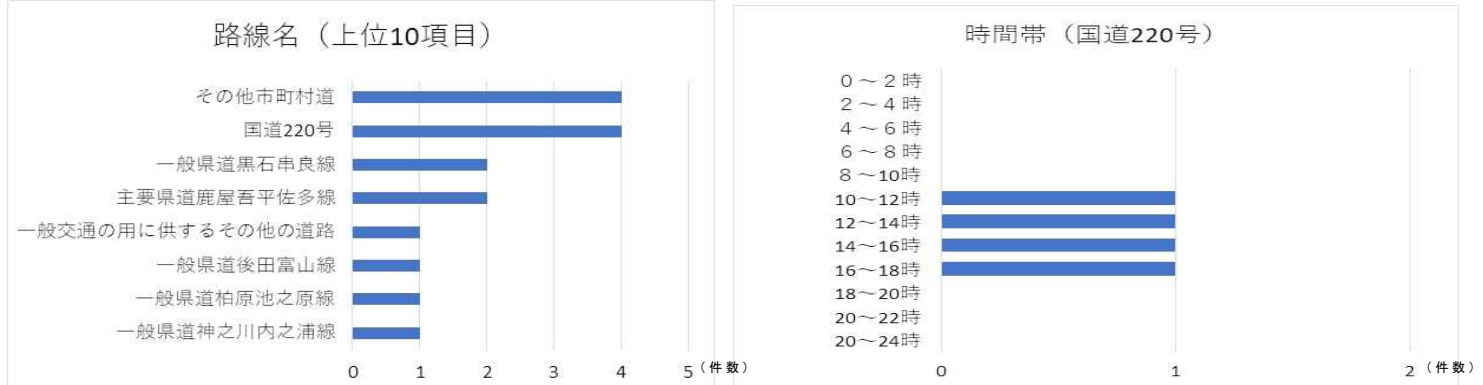
1 肝付警察署の速度取締り重点路線

※下記以外の路線、時間帯にも取締りを実施することがあります。

路線	規制速度	取締り重点時間帯
国道220号	50km/h	10:00~18:00
県道黒石串良線	40km/h	10:00~12:00 18:00~20:00
県道鹿屋吾平佐多線	50km/h	08:00~10:00 18:00~20:00

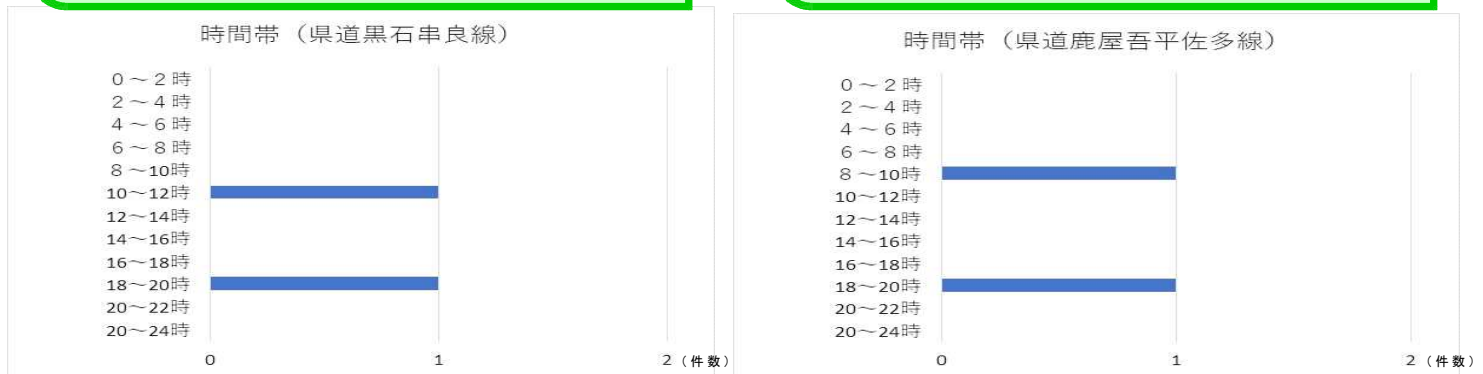
2 重点路線等における交通事故発生状況

※ 令和7年1月1日から令和7年6月30日までの人身事故発生件数です。



幹線道路の国道220号、肝付町・東串良町道での人身事故の発生が多い。

国道220号は、午前10時～午後6時での間に発生している。



県道黒石串良線は、午前10時～午後0時、午後6時～午後8時までの間に発生している。

県道鹿屋吾平佐多線は、午前8時～午前10時、午後6時～午後8時までの間に発生している。

3 管内の交通事故実態

- ◎ 国道220号等の幹線道路では、追突事故や出会い頭の交通事故が発生している。
- ◎ 県道黒石串良線の信号交差点において、信号無視等による交通事故が発生している。
- ◎ 県道鹿屋吾平佐多線での交通事故は、笠野交差点付近に集中している。
- ◎ 肝付町道において、大型特殊自動車歩行者を轢過する死亡事故が発生している。

4 重点路線等における主な取締り方法

- ◎ 重点路線では、速度取締りのほか、シートベルト、携帯電話等の取締りを強化します。
- ◎ 重点路線以外の場所、時間帯でも、取締り要望がある場所や通学路周辺、交通事故の未然防止の目的から取締りを実施することがあります。

